

## 処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項 : 第 9 条
処 分 の 概 要 : 指定法人の指定の取消し
原 権 者 ( 委 任 先 ) : 都道府県公安委員会
法 令 の 定 め : 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第 1 条第 2 号 ( 指定の基準 ) 同第 7 条 ( 是正又は改善の勧告 )
処 分 基 準 : 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第 9 条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、指定を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :